

<福島県教育長賞>

税の大切さ

喜多方市立山都中学校 三年 穴沢 咲太郎

予想もしなかった世界的な大事件といえるであろうコロナパンデミックが、二〇二〇年に発生してから二年がたちました。発生当時の日本の状況は、みんなが不安な気持ちで、人と関わる事に恐怖感を持ち、これから先の生活がどうなるのかと、安心して暮らす日々を送ることができていませんでした。

僕の母は、個人事業主です。喜多方で、キッチンカーを走らせアメリカンバーガーを販売しています。この仕事を始めたのが、ちょうどコロナパンデミックが発生する直前だったので、当初様々な場所に出店場所をかくほしていましたが、全てキャンセルになってしまいました。それまで、出店させてもらう場所をあちこちまわり、交渉し、獲得するのに時間をかけてきたものが、全てダメになってしまいました。当時はそのことで大変なことになるという事を、僕は全く考えていませんでしたが、今思うとここまで、相当苦勞してきたんだらうなと思います。

そんな状況の中、国から国民へ様々な給付金が配付され始めました。僕の母も一部でその対象となり受け取ることができました。そこで母の受け取った給付金が「課税」か「非課税」かという事に少し興味を持ち、インターネットで調べてみました。

全国民一律に受け取った特別給付金、子育て世代、ひとり親世帯への臨時特別給付金などは慰労金と同じく「非課税」となり、中小企業や個人事業主に向けた持続化給付金、休業要請協力金、雇用調整助成金などは「課税」となっていました。これだけみると、課税が多く、普段から税金を払っているのに、給付金にまで税金を支払わなければならないのかと思いましたが、そうではありませんでした。もともと所得は課税されるので、補助金助成金、給付金ともに例外的に法律で明記されているもの限り、非課税とされるそうです。ここで先に書いた支援策をみると、家計に関わる給付金については「非課税」で営業に関わる給付金については「課税」であることが

わかりました。これらのことから、あまり自分の生活と結びつけて考えたことがなかったけれど、税によって支えられているのだということを感じました。税のある生活を買う物する時などに少し迷惑に感じていましたが、新型コロナウイルスの影響で仕事がなくなってしまった方々のためなどに使われるのであれば、それはとても意味のあることだと思いました。そのことは母が仕事ができなくなり、国の給付金によって助けられた事を目の当たりにして知るきっかけになりました。